



桃園エアロトロポリス

アジアの中心 | 台湾の玄関



六つのリーディング産業

立地する産業の種類は、「桃園國際空港園区及び周辺の地域特定区に関する計画書」における土地の利用規制を定めた第三種、第四種産業専用地域の利用許容項目に基づき決める。



エアロトロポリス融資提携銀行



優先産業専用地域における誘致日程



第三滑走路と誘導路システム

桃園國際空港
空港専用地域(1733ha)

自由貿易港区



産業専用地域における建ぺい率と容積率

土地利用の分類	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の敷地面積の最高限度(m ²)	建築用道路の幅員の最低限度(m)	面積(ha)
第三種産業専用地域	70	280	7,500	50	229.22
第四種産業専用地域	70	320	1,000	20	191.7

運輸・交通システム



計画の由来

近年、アジア太平洋地域における航空旅客や貨物取扱量の需要増加に対応するため、桃園國際空港は新たに第三ターミナルと第三滑走路の建設を計画し、空港容量の拡大を図り、国家の競争力を強化しようとしている。桃園市政府は、積極的に国家レベルの旗艦計画である桃園エアロトロポリス計画を推進。桃園國際空港を成長エンジンとして、空港の機能強化による波及効果を通じて、関連産業の集積を促進し、周辺の産業発展を図っている。空港を中心とする多機能型都会的地域を形成することで、桃園市の経済発展を加速させ、さらには台湾における産業の構造転換を図る。